

令和3年度 介護保険指定事業者 集団指導

－ 訪問リハビリテーション －

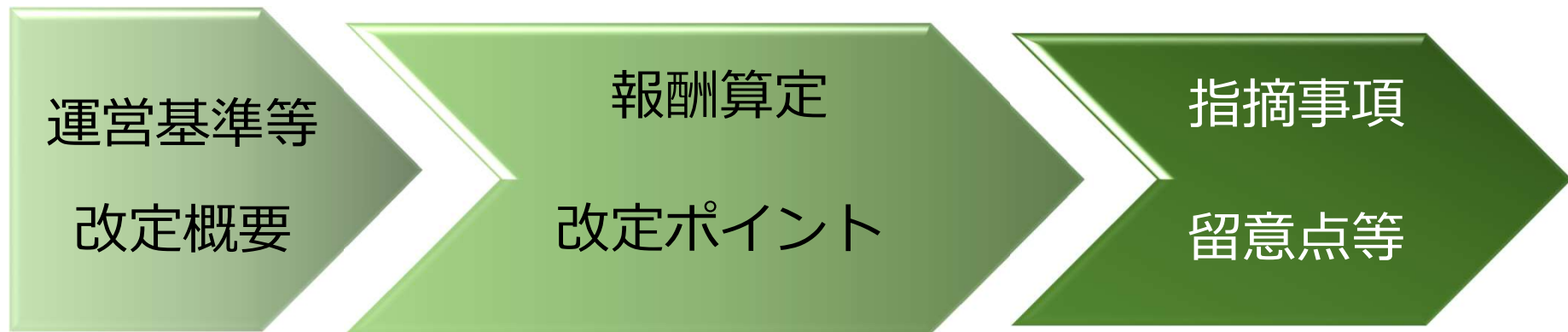
山梨県 保健福祉事務所 長寿介護課



やまなし



説明の流れ



定 義

➤ 居宅要介護者等が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、利用者の居宅において理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能維持回復を図るものでなければならない。

人員・設備基準

- 医師 専任の常勤医師1以上
- 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士
適当数(1以上)

勤務表の作成



1 本資料 4 P (1) ※電磁的方法

2 本資料 6 P (15) オ リハビリテーション会議について

3 本資料 6 P (16) イ 計画の見直し

4 本資料 7 P (19) カ 運営規程について 虐待に関する事項

5 本資料 7 P (20) イ 勤務態勢確保に関する事項

6 本資料 7 P (21) ウ 衛生管理に関する見直し事項

7 本資料 7 P (22) イ 掲示に関する事項 その他(26) (29)



新たに規定

- 1 本資料 8 P (30) 業務継続計画の策定等
- 2 本資料 8 P (31) 虐待の防止
- 3 文書等書面に代えて電磁的記録・交付等書面に代えて電磁的方法により行うことができる。



報酬算定
改定ポイント

1回（20分以上）

➤ 307単位

※1週に6回、ただし退院等から3月以内、医師の指示により週12回まで算定可能。

注 「通院が困難な利用者」について

- ケアマネジメントの結果、必要と判断された場合
- 同様のサービスが担保されるのであれば、通所系を優先すべき



報酬算定
改定ポイント

基本報酬
R3新設・見直し

➤ 事業所の医師の指示について、明記

➤ 医師の指示内容を記録

➤ 「リハビリテーション・個別機能訓練～基本的な考え方並びに事務処理手順事務処理手順及び様式例」新たに提示

➤ 計画の定期評価 開始からおおむね2週間以内、その後はおおむね3ヶ月ごと

報酬算定
改定ポイント

基本報酬
R3新設・見直し

➤ 3月以上、訪問リハビリの継続が必要な場合、必要な理由、終了目安、他のサービス併用及び移行の見通し記載

➤ 理学療法士等が介護支援専門員を通じ、訪問介護等他のサービス従業者に、リハビリの観点から日常生活留意点、介護の工夫等情報伝達

報酬算定
改定ポイント

減 算
R3新設・見直し

➤事業所の医師がリハビリテーション計画作成に係る診療を行わなかった場合⇒1回につき**50**単位減算

➤事業所の医師が、別の医療機関の医師から情報の提供を受ける場合 様式提示

➤別の医療機関の医師が、事業所医師に情報提供をする際「適切な研修の修了等をしている」記載

➤介護予防訪問リハビリテーションの利用が12月超え⇒**5**単位減算



報酬算定改定ポイント

加 算
R3見直し

- ➡ リハビリテーションマネジメント加算
- ➡ サービス提供体制強化加算
- ➡ 移行支援加算
- ➡ 短期集中リハビリテーション実施加算
 - ・ 中山間地域等における小規模事業所加算等
⇒報酬評価の対象となる地域指定変更 資料 1

【短期集中リハビリテーション実施加算】

- リハマネ加算算定の前提条件が削除。
- 体制届の提出が不要となった。

報酬算定改定ポイント

加算
R3見直し

【サービス提供体制強化加算】

〈現行〉

勤続3年以上の者が1人以上
6単位/日

〈改定後〉

(イ) 勤続7年以上の者が1人以上
加算Ⅰ 6単位/日

(ロ) 勤続3年以上の者が1人以上
加算Ⅱ 3単位/日

【移行支援加算】

- 指定通所介護事業所等への移行を支援した場合。
- 「指定通所介護等の実施」状況の確認について、電話等での実施を含め確認手法は問わないこと。
- 終了者が指定通所介護等へ移行する際には、資料5 の様式による情報を抜粋し、提供する。



報酬算定改定ポイント

リハビリテーションマネジメント加算

< 現行 >

リハビリテーションマネジメント加算 (I)
230単位/月

リハビリテーションマネジメント加算 (II)
280単位/月

リハビリテーションマネジメント加算 (III)
320単位/月

リハビリテーションマネジメント加算 (IV)
420単位/月

(介護予防)
リハビリテーションマネジメント加算
230単位/月

< 改定後 >

廃止

リハビリテーションマネジメント加算 (A) イ
180単位/月

リハビリテーションマネジメント加算 (A) ロ
(新設)
213単位/月

リハビリテーションマネジメント加算 (B) イ
450単位/月

リハビリテーションマネジメント加算 (B) ロ
483単位/月

廃止 (加算 (B) ロに組み替え)

廃止



各種届出について

変更届：変更日から **10** 日以内

加算等の体制に関する届出：
前月の 15 日まで

事業所評価加算：
各年度 **10月15日** まで



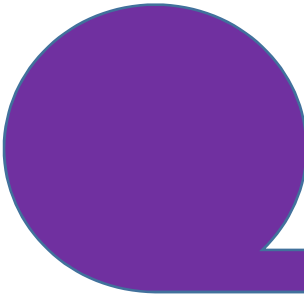
指摘事項留意点等

自立した日常生活を営む上での、必要性

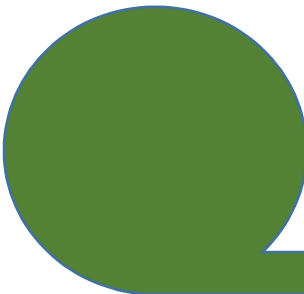
SPDCAサイクルの、S(調査) ～ アセスメント

事業所医師の関わり

本日のまとめ



SPDCAサイクルによる、サービスの質の確保



今回の改定を踏まえた、サービスの提供



感染症・災害への対策



おつかれさまでした

集団指導に関するご質問は、
HP掲載の質問票によりFAX送信願います



やまなし

